

一般財団法人宮崎県建築住宅センター
BELS評価業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める一般財団法人宮崎県建築住宅センターBELS評価業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人宮崎県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する建築物の省エネルギー性能の評価（以下「評価」という。）業務に係る評価料金について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 業務規程第12条に規定する評価料金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 業務規程第11条に規定するプレート等の交付に要する額は、別途見積もりによる。

(附則)

この規程は、令和2年4月20日より施行する。

別表 B E L S 評価料金表

(単位：円、税抜)

建て方	適用範囲等			金額
一戸建ての住宅 （一戸建ての 店舗等併用住宅 の住戸部分を含 む）	単独申請			30,000
	併願申請 （右記の評価・ 審査と合わせて BELS評価を 受ける場合）	ア	設計住宅性能評価のうち、5－ 1（断熱等性能等級）の評価を 受けるもの	10,000
			長期優良住宅建築等計画に係る 技術的審査の依頼をするもの	
		イ	設計住宅性能評価のうち、5－ 2（一次エネルギー消費量等 級）の評価を受けるもの	5,000
低炭素建築物新築等計画に係る 技術的審査の依頼をするもの				
共同住宅等 （長屋建て、重 ね建て、共同住 宅（共用部分を 除く））	下表の①及び②を合算した額とする。			
	①	基本料金	75,000	
	②	加算料金	2,000×住戸数	
	なお、共用部分を有しない共同住宅等で、評価対象戸数が2戸以下の 場合にあっては上記にかかわらず 30,000円／住戸とする。			

1. 計画変更の場合の料金(税抜)は上記料金の2分の1の額(1,000円未満切り捨て)とする。ただし、申請書の記載事項のみの変更については、2,000円とする。
2. 評価書を再交付申請する場合の料金(税抜)は2,000円とする。